

川越市エコアクション21認証取得支援事業補助金 よくある質問リスト

補助対象事業者について

問1	答1
補助金交付の対象となる事業者の要件を知りたい。	次のすべての要件を満たした事業者が補助対象事業者となります。 ① 川越市内に本社を有する中小企業者であること。 ② 令和8年4月1日（水）から令和9年1月31日（日）までの間に、新規に、エコアクション21の認証を本社又は川越市内の事業所を認証・登録の対象範囲に含めて取得すること。 ③ 川越市から課税された税金すべてにおいて、滞納がないこと。 ④ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした事業者ではないこと。 ⑤ 破産法第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立てをしていないこと。 ⑥ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていないこと。 ⑦ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていないこと。 ⑧ 川越市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。 ⑨ 暴力団経営支配法人等に該当しないこと。
問2	答2
補助金交付の対象となる中小企業者の定義について知りたい。	中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定される事業者のうち、市内に本社を有する事業者をいいます。市外に本社を置く事業者は、補助の対象外です。

問3	答3					
<p>特定非営利活動法人（NPO）などは、資本金（出資金）又は従業員の基準を満たせば中小企業基本法上の中小企業に該当するか。</p>	<p>以下のとおりとします（中小企業庁HP内 FAQ「中小企業の定義について」より）。</p> <table border="1" data-bbox="603 293 1428 1043"> <tr> <td data-bbox="603 293 1002 510">該当する</td> <td data-bbox="1010 293 1428 510"> <ul style="list-style-type: none"> ・農家（個人農家） ・農家（農業法人※） ※会社法の会社又は有限会社に限る。 ・医者（個人開業医） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="603 521 1002 1043">該当しない</td> <td data-bbox="1010 521 1428 1043"> <ul style="list-style-type: none"> ・医者（医療法人） ・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人 ・一般社団、財団法人 ・公益社団、財団法人 ・学校法人 ・農事組合法人 ・有限責任事業組合（LLP） ・組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等） </td> </tr> </table>		該当する	<ul style="list-style-type: none"> ・農家（個人農家） ・農家（農業法人※） ※会社法の会社又は有限会社に限る。 ・医者（個人開業医） 	該当しない	<ul style="list-style-type: none"> ・医者（医療法人） ・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人 ・一般社団、財団法人 ・公益社団、財団法人 ・学校法人 ・農事組合法人 ・有限責任事業組合（LLP） ・組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等）
該当する	<ul style="list-style-type: none"> ・農家（個人農家） ・農家（農業法人※） ※会社法の会社又は有限会社に限る。 ・医者（個人開業医） 					
該当しない	<ul style="list-style-type: none"> ・医者（医療法人） ・社会福祉法人 ・特定非営利活動法人 ・一般社団、財団法人 ・公益社団、財団法人 ・学校法人 ・農事組合法人 ・有限責任事業組合（LLP） ・組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等） 					
問4	答4					
<p>中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定される事業者のうちどの業種に分類されるのかを判断する方法を知りたい。</p>	<p>中小企業庁 HP 内にある、FAQ「中小企業の定義について」のQ4 をご参照ください。</p>					
問5	答5					
<p>中小企業基本法第2条第1項で規定する従業員数とはいつ時点で判断すればよいか。</p>	<p>交付申請を行う日における市内外含む企業全体の従業員の数で判断してください。</p>					
問6	答6					
<p>中小企業基本法第2条第1項で規定する資本金の額等は、どのように判断すればよいか。</p>	<p>企業全体の資本金の額をご確認ください。</p>					

補助対象事業について

問7	答7
認証・登録を更新する事業（更新登録料）は、補助の対象になるか。	新規に認証を取得する場合のみを対象としています。認証を更新する事業（更新登録料）は、補助対象事業になりません。
問8	答8
市内の本社又は事業所において取得していたISO14001などの環境経営の認証を取り下げて、新規にエコアクション21の認証を取得する事業（ISO14001等からエコアクション21への認証の移行）は、補助の対象になるか。	過去にエコアクション21の認証を取り下げた経緯がなく、新規でエコアクション21の認証を取得する事業であれば、補助対象事業になります。
問9	答9
市外の本社とあわせて市内の事業所も認証・登録の対象範囲として新規に認証を取得する場合は、補助の対象になるか。	市内に本社を有する事業者が、新規に認証を本社又は市内事業所を認証・登録の対象範囲に含めて取得することを補助要件としているため、市外に本社を置く事業者が市内の事業所も認証・登録の対象範囲に含めて新規に認証取得する場合は、補助対象事業になりません。
問10	答10
既に本社又は事業所で認証を取得済みで、サイト拡大により市内の本社又は事業所も追加で認証・登録の対象範囲とする場合は、補助の対象になるか。	新規にエコアクション21の認証を取得する事業のみを補助要件としているため、サイト拡大の場合は、補助対象事業になりません。
問11	答11
市内に本社を置くが、市内の事業所のみを認証・登録の対象範囲として新規に認証を取得する場合は、補助の対象になるか。	新規に、認証を本社又は川越市内の事業所を認証・登録の対象範囲に含めて取得することを補助要件としているため、補助対象事業となります。 ただし、補助金の交付は、一事業者につき1回限りとしているため、将来、本社を認証・登録の対象範囲に加える時は、補助金の交付は受けられません。
問12	答12
再度認証取得する場合は、補助の対象になるか。	過去に認証を取り下げた経緯があり、再取得する事業は、補助の対象になりません。

補助対象経費について

問13	答13
補助の対象となる経費について知りたい。	エコアクション21の認証を新規に取得する際に、一般財団法人持続性推進機構（エコアクション21中央事務局）に支払った認証・登録料（2年分、消費税及び地方消費税を除きます。）のみが補助対象経費に該当します。審査費用などは、補助対象経費には該当しません。

補助金額について

問14	答14
交付される補助金額について知りたい。	補助金の額は、補助対象経費の1/2の額又は50,000円のいずれか低い額となります。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額とします。

申請書類全般について

問15	答15
申請書類提出のタイミングはいつか。	エコアクション21中央事務局から認証・登録証を受領した後、申請が可能になります。
問16	答16
申請書に添付が必要な書類が知りたい。	申請書に添付が必要な書類は、以下のとおりです。 ① エコアクション21認証・登録証の写し ② 認証・登録に要した費用の支払いを証する書類の写し ③ 環境経営レポート （登録審査申込時に添付したレポートと同じものを添付してください。） ④ 法人の場合、登記事項証明書（発行から3か月以内のものに限る。） ⑤ 個人事業者の場合、税務署が受理したことがわかる開業届又は直近の確定申告書の写し及び確定申告書が税務署に提出されたことが確認できるものの写し ※市から課税された税金全てに滞納が無いことを市が調査することに同意しない場合は次の書類も添付が必要です。 ⑥ 市が課税する市税の全てに滞納がないことの証明書（発行から1か月以内のものに限る。）

問17	答17
<p>個人事業主の場合、確定申告書の写しを添付することになっているが、今年から申告書控えに収受日付印が押なつされなくなったがどうすればいいか。</p>	<p>申告書の写しと合わせて税務署へ提出したことが確認できるものを添付してください。詳しくは国税庁ホームページの「申告書等の正本（提出用）の提出について」及び「申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法について」をご確認ください。</p> <p>なお、電子申告された場合も申告書及び税務署への提出が確認できるデータの写しの添付が必要です。</p>
問18	答18
<p>各種添付書類の名義は同じでなくてもよいか。</p>	<p>ご提出いただく認証・登録証や認証・登録に要した費用の支払いを証する書類は事業者名義である必要があります。ご提出いただく書類の名義はすべて揃えてください。</p>